

財政学

2004.11.17

小塩隆士『コア・テキスト 財政学』 第5章の補足

5.1 税の種類と基本原則

(1) 直接税と間接税

租税

租税が民間部門から徴収する一方的な強制的移転

直接税と間接税

直接税……担税者が最終負担者であるものと期待される租税

間接税……租税の転嫁が予想され、担税者と最終負担者が異なる租税

転嫁と帰着

転嫁とは、税の負担が担税者から最終負担者へと移ることをいう。

帰着とは、税の負担が最終負担者に行き着くことをいう。

政 府：消費税の5%の引き上げを行った。

NEC：パソコンの全部品の価格が5%上がったとする。

パソコンの価格を5%引き上げるとすると、NECは租税を負担しない。……転嫁

卸売業者：NECから5%高くなったパソコンを買い、それをその価格で小売業者に売ると、卸業者は租税を負担しない。……転嫁

小売業者：卸売業者から5%高くなったパソコンを買い、それをその価格で消費者に売ると、小売業者は租税を負担しない。……転嫁

消費者：小売業者から5%高くなったパソコンを買うとすると、消費者が租税をすべて負担することになる。……帰着

租税の等価性

(A) 一般売上税

最終消費財・サービスの販売全てに課税

(B) 個人所得税

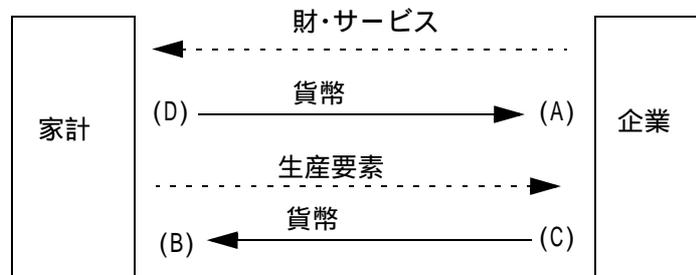
賃金、給与、利子、配当、地代等、生産資源のサービスに対する支払の形をとる全ての個人所得に課税

(C) 付加価値税

企業の売上から中間財投入費用を引いた付加価値に課税

(D) 支出税

家計の財・サービスへの総支出に課税



課税ベースが国民所得と最も広い、貯蓄はない、税率が比例税である、免除・控除の措置がないなどの強い制約の下では、4つの租税は等価である。

(2) 所得課税・消費課税・資産課税

所得税は所得をベースに課税する。

・所得税

課税所得 = [年収] - [収入を得るのに要した費用]

対象は、給与、利子、配当、譲渡利益、など

税額 = 税率 x 課税所得

・法人税

課税利潤 = [年収入] - [収入を得るのに要した費用]

税額 = 税率 x 課税利潤

資産課税は特定時点の資産価額をベースに課税する。

例：固定資産税、相続税

消費課税は消費額をベースに課税する。

・消費税

課税消費 = [売上額] - [仕入額]

税額 = 税率 x 課税消費

日本の主要な国税は、所得税、法人税、消費税である。

平成 16 年度当初予算でみると、

国税収入に占める各税収入の割合は、所得税 31.1%、法人税 21.3%、消費税 21.6%である。

(3) 租税の基本原則

公平

・水平的公平と垂直的公平

水平的公平・・・同じ状況にある人々の同じ取り扱い

垂直的公平・・・異なる状況にある人々の異なる取り扱い

・応能原則と応益原則

応能原則・・・担税力に応じて租税負担するのが公平だとする考え方

応益原則・・・受益に応じて租税負担するのが公平だとする考え方

中立

課税の中立性・・・民間部門の行動に影響しないように課税すべき

課税の中立性と配分効率の概念は同値

簡素

仕組みが簡素で納税者にわかりやすく、税務行政上も煩瑣にならないこと。

租税原則のまとめ

・アダム・スミスの 4 原則

・アドルフ・ワグナーの 4 大原則 9 小原則

A.Smith(1776)	A.Wagner(1890)	現代の租税原則
	資金調達上の原則 [国庫基準] 1. 課税の十分性 2. 課税の伸縮性	
節約 (saving)	経済上の原則 3. 税源の適切な選択 4. 税種の適切な選択	経済的効率 中立性
公平 (equity)	公平の原則 5. 課税の普遍性 6. 課税の平等性	公平 水平的公平 垂直的公平
明確 (certainty) 時期、額、方法 便宜 (convenience) 便宜的支払	税務行政上の原則 7. 課税の確定性 8. 便宜性 9. 最小徴税費	税務行政 明確、簡潔 財政的効率 最小徴税費

(4) 何に課税するか：所得課税のあり方

包括的所得税

ヘンリー・サイモンズ (H.C.Simons) によれば、所得は

「広義には、社会の希少資源の使用に対する支配力の行使である。それは感動やサービスや財に関係するというよりもむしろ価格をもつ（あるいは価格が帰属する）権利と関係している」のであり、

所得 = 消費 + 純資産の増加 Y : 所得

$Y = C + W$ C : 消費

と定義される。 W : 純資産 (net worth)

所得には、要素稼得か移転か、実現所得か発生所得か、期待所得か偶然的所得か、現金か現物か、経常所得か変動所得か、にかかわらず全て包含

(問題点) あらゆる所得を捕捉することは困難

支出税

・ホップズ (T.Hobbs: Leviathan, 1651)

人々が経済から取り去るもの（消費）に課税する方が経済の中へ入れるもの（所得）に課税するよりも公正であるとする。

・ミル (J.S.Mill: Principles of Political Economy, 1848)

所得税は貯蓄に対して 2 重課税となるとして支出を支持。

・カルドア (N.Kaldor: An Expenditure Tax, 1955)

支出税は所得税に対して、

貯蓄に二重課税しない、

危険負担に対して中立的、

勤労意欲に対する阻害効果が小さい、

貯蓄と資本蓄積を促し経済成長にプラスに作用する、

といった観点で優れていると主張。

(問題点)

・支出税が個人所得税よりも効率の点で優れているという結論は、労働供給が固定しているとの仮定に基づく。労働供給が可変ならば、アприオリには判断できない。

・労働供給が固定していても、遺産が存在すれば、消費税の優位性は低くなる。

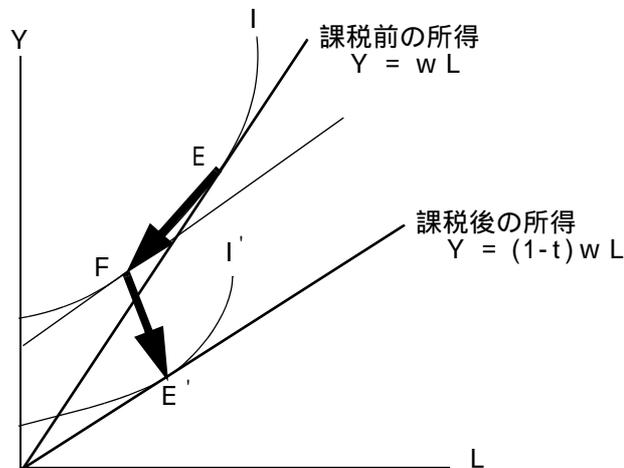
・消費フローは権力、安定などの便益を生み出すが、支出税はこれらの便益に課税しない。

所得税は、不十分ながらも課税する。

5.2 税の誘因効果

家計による労働供給

Y : 所得、L : 労働時間、w : 賃金率、t : 所得税率



課税前の均衡点 E -----> 課税後の均衡点 E'

代替効果 (E F の矢印) により労働供給は減少
 所得効果 (E E' の矢印) により労働供給は増加
 2つの効果の純効果により、労働供給減少している。

利子課税と貯蓄への影響

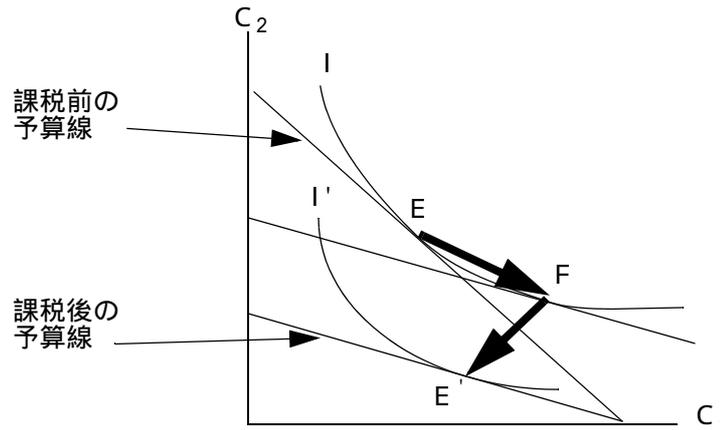
Y_1 : 現在所得、 C_1 : 現在消費、 C_2 : 将来消費、 r : 利子率、 t : 所得税率

課税前の予算線

$$C_2 = (Y_1 - C_1)(1 + r)$$

課税後の予算線

$$C_2 = (Y_1 - C_1)(1 + (1 - t)r)$$



課税前の均衡 : E

課税後の均衡 : E' 代替効果 : E F . . . 利子課税による現在消費を増加させる効果
 所得効果 : F E' . . . 貯蓄を増加させる効果 (現在消費を減らす効果)

利子課税で貯蓄はどうか . . . 代替効果と所得効果の大きさで決まる。

これらの効果は個々人で異なるので、貯蓄がこうなるとは先見的にはいえない。

利子課税によって予算線が下方にシフトするので、将来消費は必ず減少する。(116 頁上から 9 行目の解答)

税収確保以外の税の目的

基本目的

a) 政府活動に要する費用の資金調達にある。

現代社会では他にも目的をもつ。

- b) 所得・資産の再分配
- c) 高水準の雇用
- d) 経済の安定・成長
- e) 国際収支の均衡
- f) 民間活動の規制

5.3 税の超過負担 : 所得税の場合

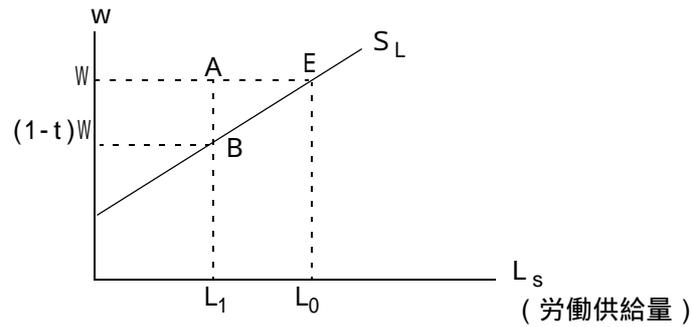
超過負担

課税による資源再配分から生じる、税収を超えた追加的負担

$$\text{負担} = \text{租税負担} + \text{超過負担}$$

労働供給曲線を用いた所得税の超過負担の説明

S_L : 労働の供給曲線、 w : 賃金率、 t : 所得税率



所得税（労働所得税）の超過負担は、EAB で与えられる。
労働供給の賃金弾力性を η_L とすると、

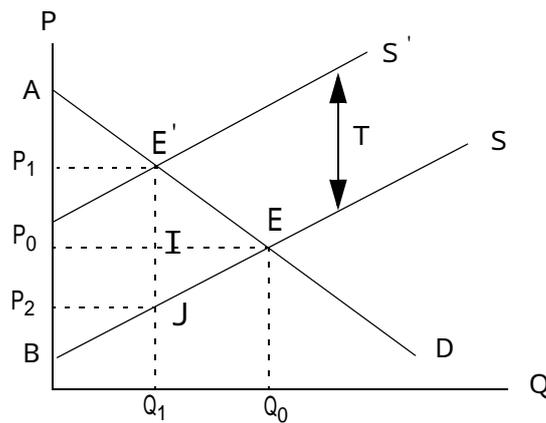
$$\Delta EAB = \frac{1}{2} \eta_L W L_0 t^2$$

5.4 税の転嫁と帰着および超過負担：個別消費税の場合

個別消費税

個別消費税とは、個別の財を課税ベースに個別の税率を適用する租税である。

税負担の転嫁と帰着



課税前 均衡：点 E 消費者価格 = P_0 = 生産者価格 = P

課税後 均衡：点 E' 単位当たり T の従量税 = $P_1 - P_2$

消費者価格 = P_1

生産者価格 = P_2

単位当たり消費者の負担額 = $P_1 - P_0$

単位当たり生産者の負担額 = $P_0 - P_2$

需要・供給の価格弾力性と税の帰着

消費の価格弾力性を η_D とする。

供給の価格弾力性を η_S とする。

すると、

消費者の負担割合 = $P_0 P_1 E' I / P_2 P_1 E' J = \eta_S / (\eta_D + \eta_S)$

生産者の負担割合 = $P_0 P_2 I J / P_2 P_1 E' J = \eta_D / (\eta_D + \eta_S)$

ラムゼイのルール (F.P.Ramsey, 1927)

政府の課題

一定税収を確保するという条件の下で全体の超過負担を最小になるように税率を設定すること。

(定式化)

2財の場合は、2財の超過負担の総和

$$\frac{1}{2}\varepsilon_1 P_1 Q_1 t_1^2 + \frac{1}{2}\varepsilon_2 P_2 Q_2 t_2^2$$

を一定税収確保、

$$R = t_1 P_1 Q_1 + t_2 P_2 Q_2$$

の条件の下で最小化するように t_1 と t_2 を設定することである。

(その条件)

全体の超過負担を最小にするには、税収1単位当たりの超過負担が全ての財について同一となるように税率を設定する。

この条件から2つのルールが導かれる。

(a) 逆弾力性ルール

$$\text{超過負担} / \text{税収} = \frac{(1/2)\varepsilon_i P_i Q_i t_i^2}{t_i P_i Q_i} = (1/2)\varepsilon_i t_i \quad (i=1,2)$$

であるから、

$$t_1 \varepsilon_1 = t_2 \varepsilon_2$$

が成り立たねばならない。これより、

$$\frac{t_1}{t_2} = \frac{\varepsilon_2}{\varepsilon_1}$$

税率は各財の価格弾力性に反比例するように設定するのが望ましい。

逆弾力性ルールは別の形で表せる。

(b) 比例減少ルール

$$\varepsilon_i = - \left(\frac{Q_i}{P_i} \right) / \left(\frac{P_i}{P_i} \right) \quad (i=1,2)$$

$$P_i = t_i P_i \quad (i=1,2)$$

であるから、逆弾力性ルールの式に代入して整理すると、

$$\frac{\Delta Q_1}{Q_1} = \frac{\Delta Q_2}{Q_2}$$

税率は財の需要が比例的に減少するように設定するのが望ましい。

ラムゼイのルールの意義と限界

ラムゼイのルール	政策的含蓄
需要の価格弾力性が低い ---> 高い税率	----> 必需品に高い税率
需要の価格弾力性が高い ---> 低い税率	----> 奢侈品に低い税率

しかし、ラムゼイのルールは効率(超過負担最小化)の観点からのみ導出されたもの。公平の観点は含まれていない。公平の観点からは、必需品に低い税率が望ましいといえる。税率は、公平と効率の観点を含めた社会的最適の観点から設定される必要がある。

=====
日本の「消費税」制度
=====

経緯

平成元年度 (1988 年) 導入

課税方式

T : 税額、t 税率、O : 売上額、I : 仕入額、VA : 付加価値

- ・ 課税方式・・・仕入税額控除方式

原則

$$T = t \cdot VA = t(O - I) = t \cdot O - t \cdot I$$

特例 (簡易課税方制度)

年間売上高 2 億円以下の事業者については、

$$T = t \cdot O - (t \cdot O)$$

つまり、仕入にかかる税額を、売上にかかる税額の一定割合とみなして簡便計算できる。

第 1 種 (卸売業)	90%
第 2 種 (小売業)	80%
第 3 種 (製造業)	70%
第 4 種 (その他の事業)	60%
第 3 種 (サービス業)	50%

税率

- ・ 国税 4% (平成 12 年度より)
- ・ 地方消費税 1%
- ・ 合わせて 5% になる。

請求書等保存方式

税額控除方式を提要する条件として、帳簿及び請求書等の保存が義務付けられる。
(EC 型付加価値税が採用しているインボイス方式はとらない。)

免除

年間課税売上高 (税抜き) 1,000 万円以下の業者 (平成 16 年度からの事業)

輸出免税

輸出取引等 (貨物の輸出、国際輸送・通信等) は免税

国際貿易の中立性の確保のため。

A 国の輸出品に A 国は課税せず、輸入された B 国で国が課税すれば、輸入品と B 国の国内製品のとの間に競争の有利不利はない。

非課税

- ・ 性格上消費税の対象とならないもの
土地の譲渡及び貸付け、有価証券の譲渡、利子・保険料、郵便切手・印紙、など
- ・ 社会政策的配慮によるもの
医療保険各法等の医療、介護保険法に規定する一定のサービス、埋葬・火葬料、
障害者用物品の譲渡、貸付け、など

その他

総額表示の義務付け (平成 16 年 4 月 1 日から適用)・・・税込価格で表示すること